

平成30年度涌谷町人事行政の運営等の状況について

涌谷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定により、次のとおり公表する。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)平成30年度採用者

区分	採用者数
一般行政職	7人
医療職	6人
労務職	0人
合計	13人

(2)平成30年度退職者（平成31年3月31日）

区分	退職者数
一般行政職	9人
医療職	11人
労務職	0人
合計	20人

(3)退職者の状況（平成31年3月31日）

退職事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	再任用職員 任期満了	懲戒免職	計
人数	11人	2人	6人	0人	1人	—	20人

(4)部門別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

部門	区分	職員数（人）		
		平成29年	平成30年	対前年増減数
一般行政部門	議会	4人	4人	0人
	総務	42人	40人	△2人
	税務	10人	10人	0人
	労働	0人	0人	0人
	農水	13人	13人	0人
	商工	3人	4人	1人
	土木	8人	8人	0人
	民生	27人	29人	2人
	衛生	11人	10人	△1人
	小計	118人	118人	0人
特別行政	教育	41人	40人	△1人
普通会計合計		159人	158人	△1人
公営企業等	病院	120人	121人	1人
	水道	6人	6人	0人
	下水道	3人	3人	0人
	その他	47人	47人	0人
	小計	176人	177人	1人
合計		335人	335人	0人

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（平成30年度一般会計決算）

支出総額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
7,384,389千円	1,256,560千円	17%

(2) 職員給与費の状況（平成31年度一般会計予算）

給 与 費			
給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
542,855千円	83,393千円	212,595千円	838,843千円

*給与費は当初予算に計上された正規職員の額です。また、職員手当に退職手当負担金及び児童手当は含まれません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

①一般行政職（平成30年4月1日）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
涌谷町	40.1歳	291,723円	324,779円	317,416円
宮城県	42.2歳	320,093円	405,493円	355,359円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
涌谷町	51.1歳	274,244円	294,317円	292,835円
うち用務員	48.7歳	281,316円	302,781円	303,481円
うち自動車 運転手	57.1歳	260,100円	275,555円	271,544円
宮城県	51.9歳	312,660円	353,467円	348,230円
国	50.7歳	286,817円	—	328,637円

(4) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日）

区 分		涌谷町	宮城県	国
		初任給	初任給	初任給
一 般 行政職	大学卒	179,200円	187,100円	179,200円
	高校卒	147,100円	152,600円	147,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	239,400円	303,500円	339,500円
	高校卒	218,700円	—	310,400円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主任 主事	主査 主任主査 副班長	班長主 幹 課長補佐	課長 副参事	参事 課長	
職員数	25人	20人	17人	29人	14人	5人	110人
構成比	22.7%	18.2%	15.5%	26.3%	12.7%	4.6%	100%

* 端数処理の関係で構成比に差が生じる場合があります

(7) 職員手当の状況 (平成30年度支給割合)

区分	支給内容	国
期末手当 勤勉手当	期末手当	同じ
	6月期 1.225月分	
	12月期 1.375月分	
	合計 2.60月分	
勤勉手当	0.90月分	
	0.90月分	
	1.80月分	

区分	支給対象地域	仙台市 富谷市	多賀城市	名取市 利府町
地域手当	支給率	6%	10%	3%
	支給対象職員	0人	0人	0人
	一人当たりの平均支給年額	0円	0円	0円

特殊勤務手当	一般行政職員1人当たり平均支給年額	4,029円
	一般行政職員に支給される手当	防疫作業手当
		環境衛生手当
	涌谷町国民健康保険病院事業に従事する職員に支給される手当	研究手当
		地域活動手当
		麻酔手当
		夜間看護手当
		夜間介護手当
	待機手当	

時間外勤務手当	支給総額 (一般会計決算)	19,078千円
	職員一人当たり平均支給額	153千円

区分	支給内容	国
退職手当	支給率	同じ
	自己都合 定年・勸奨	
	勤続20年 19.670月分 24.586875月分	
	勤続25年 28.040月分 33.27075月分	
	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
	最高限度額 47.709月分 47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職 特別加算(2%~20%加算)		

区分	支給内容
扶養手当	1. 配偶者6,500円 2. 子1人につき10,000円 3. 配偶者及び子以外の扶養親族1人につき6,500円
住居手当	貸家・借間に居住している職員 a) 月額12,000円を超え23,000円以内の家賃の場合 家賃-12,000円 b) 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000) × 1/2 + 11,000円で27,000円を限度
通勤手当	1. 交通機関など利用者 運賃等相当額を支給単位期間（定期券は通常6ヶ月）の月数で除して得た額。（限度額55,000円） 2. 交通用具の使用者（自動車の場合） 使用距離（片道2km以上）により、2,000円～31,600円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

*毎週水曜日は午後7時まで窓口を延長しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員一人当たりの平均取得日数	取得率
9.4日	23.9%

(3) 特別休暇制度の状況

	休暇の種類	休暇日数等
有給	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティアのための休暇	5日以内の期間
	公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
	骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間
	社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続する7日以内で必要と認められる期間
	妊娠に起因する障害のための休暇	10日以内で必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和のための休暇	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
	妊産婦の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間
	妊婦の休息、捕食のための休暇	必要と認められる期間

	妊婦の母体等の健康保持のための休暇	10日以内で必要と認められる期間
	出産休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間休暇	1日1時間又は1日2回30分以内の期間
	生理休暇	2日以内の期間
	妻の出産休暇	2日以内の期間
	子の予防接種のための休暇	必要と認められる期間
	子の看護のための休暇（特定休暇）	1の年において5日の範囲内の期間
	忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内の期間
	父母・家族の祭日（法要）のための休暇	1日以内
	夏季休暇	3日以内で必要と認められる期間
	災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
	結核性疾患罹患による勤務時間軽減のための休暇	必要と認められる期間
	教育を受けるための休暇	必要と認められる期間
	職務の遂行に必要な試験を受験するための休暇	必要と認められる期間
	国県等の表彰式に出席するための休暇	必要と認められる期間
	国県等の主催する運動協議会に参加するための休暇	必要と認められる期間
	職務に関連する海外視察等に参加するための休暇	必要と認められる期間
無給	介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者

区	分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合		0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	4	1	0	0	5	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	1

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要

サービスの具体的内容	法の規程
サービスの宣誓	地方公務員法第31条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	地方公務員法第32条
信用失墜行為の禁止	地方公務員法第33条
秘密を守る義務	地方公務員法第34条
職務に専念する義務	地方公務員法第35条
政治的行為の制限	地方公務員法第36条
争議行為等の禁止	地方公務員法第37条
営利企業等の従事制限	地方公務員法第38条

(2) 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	2
計	2

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	受講者数	研修内容等
宮城県市町村 職員研修所	階層別研修	39人
	各種専門研修	24人
職場内研修	200人	新規採用職員研修、人事評価研修、危機管理研修、メンタルヘルス研修
その他の研修	15人	町村会新規採用職員研修、市町村アカデミー研修、民間研修
計	278人	

(2) 勤務成績の評定の状況

年2回、4月と10月に実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区 分	受 診 数	内 容 等
総合健康診断 (人間ドック)	84人	35歳以上の希望する職員の健康診断
定期健診断	233人	上記以外の職員の健康診断
婦人科検診	乳がん 11人 子宮がん 14人	30歳以上の希望する職員の乳がん、子宮がん検診
脳ドック	27人	40歳以上の希望する職員の頭部MRI、頭部MRA、頸部MRA、頸椎MRI検査等
計(延べ人数)	369人	

(2) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償 基金宮城県支部	2件	・役場内で電気ポットの湯を捨てる際、湯を浴び頸部～胸部、顔面、左腕熱傷 ・幼稚園ホールにて大型テレビ片付け中転倒、右中指環指挫創

8 公平委員会(宮城県人事委員会へ委託)の業務の状況

(1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置の状況

ア 件 数 0件

イ 事案の概要

事 案 名	措置要求 年月日	措 置 要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及 び処理経過等

(2) 職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決、決定の状況

ア 件 数 0件

イ 事案の概要

事 案 名	不服申立 年月日	不服申立 人	処 分 者	処分の 内 容	処 分 理 由	処理年月日及 び処理経過等

(3) 管理職等の範囲の指定の状況

ア 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無 有り

イ 管理職員等の範囲の変更等件数 0件

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る審査請求の状況

ア 件 数 0件

イ 審査請求の概要

事案名	審査請求 年月日	審査請求人	補償の 実施機関	審査請求の 内 容	処理年月日及 び処理経過等